

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

長野国民年金 事案 851

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで
私の国民年金保険料は、両親が納付してくれていた。
申立期間当時は、その前後の期間と比べて生活状況に変化は無かったので、申立期間だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとするその両親は、制度発足当初から国民年金に加入し、それぞれ 60 歳までの加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識が高かったものと認められる上、申立期間当時、その両親の生活状況に特段の変化があった事情も見当たらない。

また、申立人の申立期間は 12 か月と比較的短期間である上、前後の加入期間の国民年金保険料は納付済みであることから、その両親が、申立人の申立期間の保険料だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野厚生年金 事案 1174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は44万5,000円、申立期間②は5万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月4日
② 平成19年1月31日

平成18年8月4日及び19年1月31日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が漏れているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年及び19年の源泉徴収簿兼賃金台帳並びに賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は44万5,000円、申立期間②は5万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届の提出漏れがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準報酬賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から47年3月まで

昭和47年4月にA村(現在は、B市)へ転入し、その転入手続の際に、役場職員から、「今だったら、20歳まで遡って国民年金保険料を納めることができる。」と言われ、将来のことを考えて申立期間の国民年金保険料を特例納付と過年度納付により一括納付し、同時に、同年4月から10月分の保険料も納付した。

昭和47年4月以降の国民年金保険料は納付済みと記録されているのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月から45年6月までの国民年金保険料を特例納付により納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者における資格取得日等の状況から、申立人は、48年2月頃に国民年金加入手続を行い、44年*月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと推認でき、当該加入手続時点において、特例納付の実施期間(第1回特例納付の実施期間は、45年7月から47年6月まで。)は既に終了している。

また、申立人は、昭和47年4月にA村に転入した際に、国民年金の加入手続を行い、特例納付による納付を行えない期間の国民年金保険料を過年度納付により納付したと主張しているが、申立人の住民票によると、申立人が同村へ転入したのは、48年2月15日であることが確認でき、この時点において、申立期間のうち、44年9月から45年12月までの期間の国民年金保険料については、時効により納付することができず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、B市は、当時、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとするA村役場で、特例納付及び過年度納付に係る保険料を収納していたか否かについては確認できないと回答している上、申立人は、納付金額を記憶していないなど、納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月
平成4年2月29日に会社を退職した後、A市役所で申立期間の国民年金保険料を納付した記憶がある。
退職した職場でもらった書類に従って手続をしたので間違いは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、厚生年金保険の被保険者期間に挟まれた期間であるところ、申立人は、「会社を退職した後、A市役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人が唯一所持している年金手帳に、国民年金の手帳記号番号及び加入年月日の記載は無い上、A市の記録及びオンライン記録を見ても、申立人に係る国民年金被保険者資格の得喪の記録は無く、申立人がA市において国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「もしかしたら、年金手帳を持参し、お金だけ払ったかもしれない。」とするなど、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付方法等についての記憶が明確ではない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことうかがわせる関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）には、平成 4 年 2 月 29 日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された当時の業務カレンダーによると、平成 4 年 2 月 29 日（土曜日）は、事業所の休業日とされているところ、当該事業所の事務担当者及び同僚に照会しても、申立人が当該日に勤務していたことをうかがわせる証言が得られない。

また、雇用保険の記録及び B 社から提出された申立人の退職願によると、申立人の当該事業所における離職（退職）日は、平成 4 年 2 月 28 日とされていることが確認できる。

さらに、当該事業所が加入している C 厚生年金基金は、申立人の当該基金における資格喪失日は平成 4 年 2 月 29 日であると回答しており、当該日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

加えて、当該事業所は、「申立人の給与及び厚生年金保険料控除等を確認できる資料は、既に廃棄済みであるが、申立人から提出された退職願及び退職届によると、平成 4 年 2 月 28 日をもって退職したいとの申出であるので、翌 29 日を厚生年金保険の資格喪失日とし、同年 2 月分の厚生年金保険料は給与から控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月頃 から 38 年 7 月 1 日まで

A養成所の先生から紹介され、昭和 37 年 7 月から 38 年 11 月まで B 病院に勤務したが、厚生年金の記録が 37 年 7 月から 1 年間欠落している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の前任者の証言により、申立人が A として昭和 37 年 8 月頃から B 病院に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 病院の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、数名から二十数名をまとめて厚生年金保険被保険者資格を取得させていることが確認できるところ、申立人と同日（昭和 38 年 7 月 1 日）に被保険者資格を取得している 5 名の元同僚のうち、既に死亡している 1 名を除く 4 名の元同僚が資格取得日以前に入社したと証言している上、後に当該事業所の役員となった元同僚は、「当時は、職員が入社した都度、厚生年金の手続はしておらず、ある程度まとめて取得の手続をしていた。」と証言していることから、当該事業所は申立期間当時、入社後すぐに厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなく、適宜、入社日が異なる者をまとめて資格取得させる取扱いであったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人の前任者には、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、申立人の後任者は、入社から 4 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。